

給付金制度(社会人の方)

1 専門実践教育訓練給付金制度

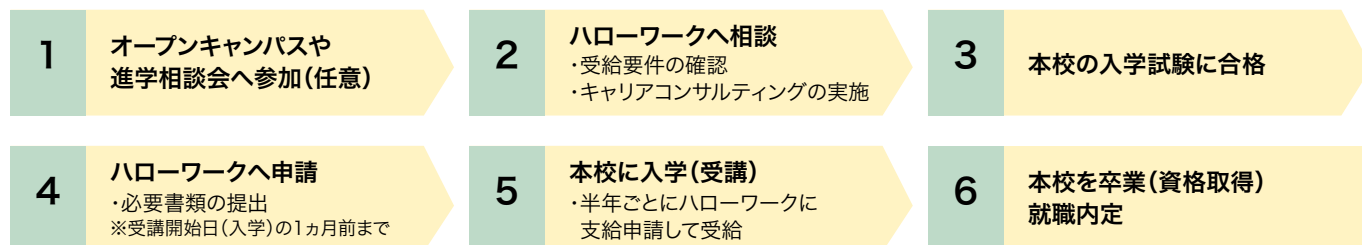
給付対象者	雇用保険の一般被保険者もしくは保険資格を喪失して1年以内で、支給要件期間が2年以上の方
支給額	受講者が支払った経費の 50% (上限40万円/年) 受講修了(=卒業)後1年以内に再雇用された場合は 20% を追加支給(修業年限1年につき上限16万円)
支給例	会計ビジネス学科の場合 ・入学金 10万円 ・授業料 76万円/年 ・教材費等1年次 6.5万円 、2年次 3.2万円 ■卒業までの最大給付金額(概算) = 78.9万円 ■卒業後1年以内に就職した場合に追加される最大給付額(概算) = 31.6万円 合計で 最大110.5万円(概算)
各学校の対象学科	教育訓練支援給付金にも該当する場合は、併用して受給することができます。相談日時はお問い合わせください。 ■龍馬情報ビジネス&フード専門学校 対象学科 情報システム学科、ゲームクリエイター学科、会計ビジネス学科、セールスマネジメント・ブライダル学科、製菓製パン学科、調理経営学科 ■龍馬情報デザイン・ビューティ専門学校 対象学科 グラフィックデザイン学科、自動車整備工学科、美容総合学科、通信課程美容科 ■龍馬看護ふくし専門学校 対象学科 看護学科、医療事務・医療秘書学科、子ども未来学科

2 教育訓練支援給付金制度

給付対象者	専門実践教育訓練給付金の受給資格を持つ方で、失業状態かつ受講開始時に45歳未満の方
支給額	離職前の「基本手当」の 約80%
支給例	離職前の賃金22万円で、基本手当15.4万円の場合 ・給付金は 約12.3万円/月 ■2年制学科の場合… 約12.3万円 ×12ヶ月×2年間 2年間合計で 約295.2万円 ■3年制学科の場合… 約12.3万円 ×12ヶ月×3年間 3年間合計で 約442.8万円

❗ 1 専門実践教育訓練給付金制度と 2 教育訓練支援給付金制度は併用して受給することができます。

3 支給までのスケジュール



❗ 対象学科は確定次第、ホームページでお知らせいたします。

❗ この制度の窓口はハローワークになります。必ず事前にハローワークで受給の可否をご確認ください。

長期高度人材育成コース
『ハロートレーニング』
を利用した制度もあります

求職者及び離職者で、安定した就労の経験が少ない方が国家資格等、高い知識及び技能を習得し、正社員就職を希望する場合、ハローワークが学費の支援を行う制度です。

❗ 2月下旬に募集がありますが、年度によって実施のないことがあります。詳細はハローワークにお問い合わせください。